

特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などによる重大な災害の起こる恐れがある場合、警報を発表して警戒を呼びかけていましたが、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波などが予想され、数十年に一度しかないような重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けています。

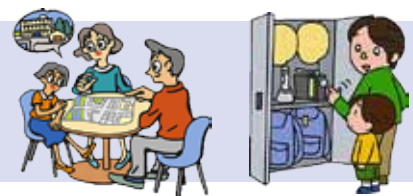
▶問い合わせ先 生活安全グループ (☎ 63-1111 内線 241)

普段からの備えと早め早めの行動が、あなたと身近な人の命を守ります

(大雨の場合)

普段から

- ・ 気象情報、空の変化に注意する
- ・ 避難場所、避難ルートを家族全員で確かめておく
- ・ 非常持出品を準備しておく



注意報

- ・ 最新の情報に注意し、災害に備えた早めの準備
- ・ 災害に備え、家の周りや備えを点検
- ・ 非常持出品、避難場所、避難ルートを確認



警報

- ・ 市が発表する避難情報などに注意し、必要に応じ避難する

特別警報が発表されていなくても
早め早めの行動が必要です



特別警報

- ・ 市が発表する避難勧告などに従い、速やかに避難所などに避難
- ・ 外出することが危険な場合は、家の中で少しでも安全な場所に移動

ただちに命を守る行動を！

